

令和6年能登半島地震等に関する要望について

北 信 越 部 会 提 出

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、輪島市や珠洲市をはじめ、能登地方を中心に広い範囲において甚大な被害が発生しました。多数の尊い人命が失われ、多くの家屋や建築物が倒壊するとともに、水道をはじめとしたライフラインは寸断され、道路や公共交通網にも深刻な被害が生じ、多くの住民がいまだ不自由な生活を強いられています。

このような中、能登地方では9月21日に低気圧と前線による記録的な大雨により27河川が氾濫するとともに各地で土砂災害や冠水被害が発生し、多数の尊い人命が失われています。

さらに、多数の家屋流失や令和6年能登半島地震に伴う応急仮設住宅6団地で床上浸水の被害があったほか、復旧が進み始めていた交通インフラやライフラインも破壊され、再び孤立集落が発生しました。

9月以降、ようやく避難所から応急仮設住宅に入居した被災者も多く、復興への道を進み出そうとする矢先の災害に被災地では計り知れない不安が広がっています。

現在、被災地では復旧作業が進められているところではありますが、これらをより迅速かつ強力に推進するためには、国や県による一層の取組と支援が不可欠であります。よって、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興に万全を期すため、下記の措置を講じるよう強く要望します。

記

1 被災者への支援

- (1) 被災生活が長期化している中、被災者の心身の健康を維持するため、保健・医療・福祉サービスやメンタルケア等の必要な支援を充実させること。
- (2) 地震や津波による直接的な家屋被害だけでなく、地盤の液状化による被害も甚大であるため、住宅及び宅地の修理及び再建、公費解体の対象に至らない家屋の解体のほか、液状化対策に必要な支援を充実させること。
- (3) 被災者及び被災自治体への支援は平等に行うこと。

2 被災地域の復旧・復興

- (1) 日常生活に不可欠な上下水道をはじめとしたライフラインについて、早期の全面復旧に向けて最大限の支援を行うこと。

- (2) 甚大な被害を受けたのと里山海道等の道路・橋梁等の交通インフラや鉄道・バス等の公共交通機関のほか、医療・福祉施設、学校施設等の公共的な施設について、応急仮設施設の整備も含め、早期復旧に向け迅速かつ十分な対策を講じること。また幹線道路以外の生活道路についても住民の生活に不可欠なものであることから、早期の復旧に向け十分な支援を図ること。
- (3) 被災した企業や地場産業、農林水産業等について、損傷した関連施設の早期復旧を図るとともに、事業者による経営再建の取組を支援すること。
- (4) 被災地域における低廉な公営住宅の建設を国及び県が主体となって行うこと。
- (5) 災害救助法、被災者生活再建支援法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を時流に応じて改正すること。
- (6) 地震や大雨により発生した災害ごみや解体された家屋などの瓦礫の処分について、継続的に支援すること。
- (7) 液状化対策にあたり、国において必要な技術的・財政支援を講じるとともに、将来にわたって必要となる維持管理に要する経費についても手厚い財政措置を講じること。
- (8) 側方流動による土地境界のズレ等に対し、早期の復旧・復興を図るため、通常の不動産登記法に捉われない迅速かつ柔軟な手法での境界確定について特段の配慮を行うこと。

3 財政支援

- (1) 石川県内、特に能登を中心に宿泊所や飲食店、土産店などの店舗が被災し、事業再開ができない観光事業者が多く出ていることから、現状の被災者生活再建支援制度をはじめ、なりわい補助金の拡充や新たな支援策を充実させること。
- (2) 被災者の救援・救護、被災地域の復旧・復興に伴い、被災自治体に膨大な財政負担が生じていることから、万全な財政支援措置を早急に講じること。